

男鹿市 公 告 第 6 号

地籍調査作業規定準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）
第30条第2項の規定により筆界案を作成しましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月3日

男鹿市長 菅原 広二

1. 筆界案を作成した土地
男鹿市脇本脇本字曲田41-13
2. 筆界案を確認することができる場所
男鹿市役所総務企画部財政課
住所：男鹿市船川港船川字泉台66-1
3. 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者その他利害関係人及びこれらの者の代理人
4. 筆界案作成者
男鹿市
5. 意見の申出
筆界案を確認できる者は、男鹿市に対して、下記期間内に意見を申し出ることができるものとする。なお、当該期間を経過しても申出がない時は、準則第30条第4項の規定により筆界の調査を行う。
6. 意見申出期間
令和5年3月3日から3月24日（土日、祝日を除く）
午前8時30分から午後5時まで